

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月20日

広島市長

提出者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 広島市

市長 松井 一實

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-277-8481

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市西部水資源再生センター
事業場の所在地	広島市西区扇一丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1及び2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1

(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 4年度)実績量  
計画:今年度( 5年度)計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																				
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項				自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項								
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
燃え殻																					
汚泥	637572	653836	0	0	0	0	0	636682	645580	0	0	890	2388	890	2388	377	1928	0	0	0	0
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類																					
紙くず																					
木くず																					
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																					
紙さい																					
がれき類																					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
合計	637572	653836	0	0	0	0	0	636682	645580	0	0	890	2388	890	2388	377	1928	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

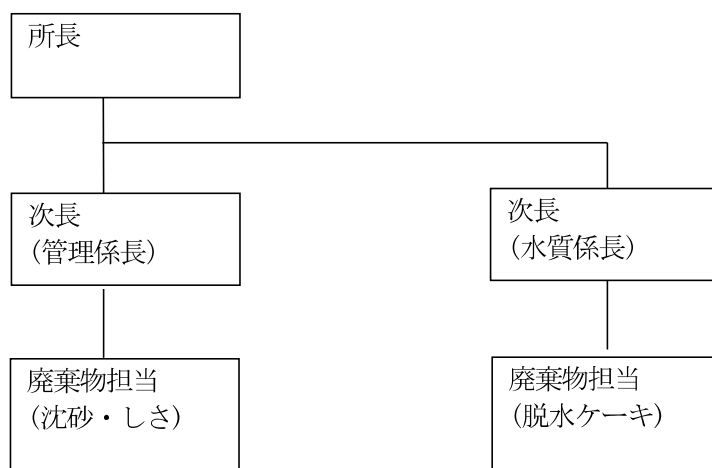
### 1 当該事業場において行っている事業に関する事項

- (1) 事業の種類 水道業
- (2) 事業の規模 公共下水道 終末処理場  
処理能力 307,200 m<sup>3</sup>/日
- (3) 従業員数 11人+62人(水処理委託業者)+11人(燃料化委託業者)
- (4) 産業廃棄物の一連の処理の工程 別図1、別図2のとおり

### 2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物処理責任者 西部水資源再生センター 所長

組織図



### 3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- (1) 汚泥濃縮工程において、濃縮率を高め、汚泥減量化に努める。
- (2) 場内燃料化施設にて、脱水ケーキを燃料化し、産業廃棄物としての排出は行わない。  
(本稼働——平成24年度4月～)

### 4 産業廃棄物の分別に関する事項

廃棄物の分別保管を徹底する。

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

汚泥消化工程において、消化率を高め、汚泥減量化に努める。  
汚泥脱水工程において、脱水ケーキの含水率の低下を図り、排出する脱水ケーキ量を抑制する。

### 6 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

平成24年度より、脱水ケーキについては、燃料化することにより火力発電のバイオマス燃料として有効利用しており、産業廃棄物としての搬出は行わない。ただし、燃料化施設停止時(定期点検・補修等による)は、処理委託によりセメント化を行い、再生利用する。  
沈砂は、処理委託により乾燥、肥料化を行い、再生利用する。  
しさは、処理委託により焼却後、埋立処分する。

別図1

西部水資源再生センター処理フローシート

令和5年度予定

